

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 2 月 10 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600524号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600196号

## 第1 結論

請求期間について、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年4月6日から同年11月1日まで

請求期間について、A社に正社員として勤務し、B業務に従事したが、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

商業登記の記録によると、A社は昭和54年に解散しており、同社の請求期間当時の事業主は所在が不明であることから、同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が有り、かつ、所在が判明した89人に照会し、45人から回答又は陳述を得たが、請求者を記憶している者はおらず、同社における請求者の勤務実態等について、同社の元従業員に確認することができない。

さらに、請求者は、自身がA社に勤務していたことを証言してくれる者として3人の氏名を挙げているところ、オンライン記録によると、当該3人は、請求期間において同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。また、このうち2人は、死亡又は所在が不明であり、残りの1人は、請求者が同社に勤務していたか否か分からない旨陳述しており、同社における請求者の勤務実態等について、これらの者に確認することもできない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿について、請求期間及びその前後の期間に係る記録を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、当該期間における健康保険の整理番号は連続しており欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。